

(根拠)

第1条 兵庫県警察における警笛信号については、この規定の定めるところによる。

(信号の使用)

第2条 警察官は、部隊行動又は非常事案の発生に際し、口頭による号令、命令又は連絡の徹底を期し難いとき、その他警笛信号によることが有効であると認めるときに警笛信号を使用するものとする。

(信号の種類)

第3条 警笛信号の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常信号 非常事態が発生した場合又は救援を求める場合に吹鳴する信号をいう。
 - (2) 集合信号 集合を命ずる場合に吹鳴する信号をいう。
 - (3) 注意信号 注意を喚起する場合に吹鳴する信号をいう。
- 2 前号に規定する警笛信号のほか、部隊行動その他の場合で特に必要と認めるときは、一般的に必要な警笛信号を定めて使用することができる。

(吹鳴要領)

第4条 警笛信号の吹鳴は、次の要領による。

- (1) 非常信号 長一声 短一声 (—— —)
 - (2) 集合信号 長一声 (—————)
 - (3) 注意信号 短数声 (- - - - -)
- (4) 前条第2項に規定に基づいて定める警笛信号の吹鳴要領は、そのつど定めるものとする。

ただし、前各号に規定する吹鳴要領と同一であってはならない。

(警笛の整備)

第5条 警笛は、明快な音調で吹鳴できるよう常に整備しておかなければならない。

(受信者の措置)

第6条 警察職員は、警笛信号を受信したときは、直ちに必要な行動をとらなければならない。

(信号の習熟)

第7条 所属長は、点検その他の機会をとらえ、部下職員に対して警笛信号の使用訓練を行い、その習熟を期さなければならない。